令和3年度 政策評価書(事後の事業評価)要旨

担当部局等名:防衛装備庁技術戦略部技術計画官 評価実施時期:令和3年8月

<u> </u>		
事業名	EMP 弾構成システムの研究	政策体系上の位置付け
		技術基盤の強化
事業の概要等	 事業の概要 従来弾薬、精密誘導武器等による直接的 センサ・情報システムの機能を一時的また として、強力な電磁波パルスを発生させる する研究を行い、放射電力指向技術及び E 立するもの。 総事業費 約10億円(当初の事業総経費) 事業中間 	は恒久的に無力化する手段 EMP弾構成システムに関
	 ○ 実施期間 研究試作(その1)について、平成30 始したところ、納入物の製作に必須となる とが判明し、その一方で、研究試作(その 入札を実施するも応札者はなく契約は不成 作(その1)は、契約の履行が困難になっ 年8月に契約相手方からの契約解除願いを 約相手方と試作研究請負契約を合意解除し 参員会における審議を経て、防衛省として ○ 達成すべき目標 ア 放射電力指向技術 イ EMP弾用パルス小型電源技術 ○ 目標の達成状況 	部品の入手が困難であるこり2)については、一般競争 な立となった。その後研究試けたとの理由により、令和2 で受理した。それを受け、契い、令和2年9月、装備取得
	当初本事業で計画していた研究試作(そに、研究試作(その2)については契約不続は不可能であり装備取得委員会におけるこのため、本事業により得られた技術的なていない。	成立となったため、事業継 る審議を経て中止となった。
政策評価の観点及び 分析	○ 必要性本事業は、以下の必要性の評価の下開始・装備品におけるIT化が今後ますまれ、敵部隊のセンサ・情報システムの機無力化することで、我の作戦を極めて優るが、現在これらの能力を有していないは諸外国でも研究開発が進められておりでの研究成果を踏まえ早期にEMP弾をを確立しておく必要がある。	す顕著になることが見込ま能を一時的または恒久的に位に進めることが可能であい。また、EMP弾について、我が国においてもこれままま現できるよう、要素技術
	本事業は、以下の効率性の評価の下開始・本事業は、これまでの電磁パルス発生反映、官側保有センサ等を転活用するととにより研究経費抑制成技術のうち、高出力マイクロ波発生及間等の幅広い技術を活用することとして技術を適用した装置への効果等の試験見を活用できる。	基礎技術の研究等の成果の ともに、基礎研究での試験 別を図る。また、EMP弾構 び計測技術については、E いる。さらに、EMP防護 評価についても民間等の知 に、研究試作(その2)は はない。 責任があり、一義的には部 であるところ。他方、官側

	のリスク及びリスク回避策について受注希望者に確認することなど により万全を期す必要がある。
総合的評価	本事業は、研究試作(その1)については主要構成部品の調達不能により事業の継続は困難であると判明したこと、研究試作(その2)については応札者がなく契約が成立しなかったことから装備取得委員会の審議を経て事業を中止したものである。なお、本事業において解明する計画であった技術課題については、重要性の観点から早急に技術獲得の目途をつけるため、事業中止直後から新たな計画での研究に着手した。
有識者意見	事業評価を実施して評価書に事業中止に係る検証記録を残しておく ことは極めて重要であり意義がある。 リスク回避の教訓は省内で共有されたい。
政策等への反映の方 向性	本事業から得られた改善事項等は、今後の防衛装備庁の研究開発事業に反映させる。